

協議項目	10	町名、字名の取扱いに関すること	関係項目				
調整方針	1 字の区域については、現行のとおりとする。 2 字の名称については、現行の字名を基本に合併時まで調整する。						
現 況						調整理由・課題	
1 市町村の現況							
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
「大字」の名称	あくつ 阿久津 かない 金井 なんもく 南牧 かわしま 川島 うばしま 祖母島 ありま 有馬 やぎはら 八木原 はんだ 半田 みゆきだ 行幸田 いしはら 石原 なかむら 中村 大字名の無い区域 (旧渋川町の区域)	いかほ 大字伊香保 ゆなかと 大字湯中子 みずさわ 大字水沢	おのこ 大字小野子 むらがみ 大字村上	かみしろい 大字上白井 なかごう 大字中郷 よこぼり 大字横堀 きたもく 大字北牧 ふきや 大字吹屋 しろい 大字白井	つくだ 大字津久田 しきしま 大字敷島 ながいあがわだ 大字長井小川田 みやま 大字深山 たなした 大字棚下 もかしわざ 大字持柏木 みぞろき 大字溝呂木 きたうえの 大字北上野 かつほざわ 大字勝保沢 みたち 大字見立 たきざわ 大字滝沢 かみみはらだ 大字上三原田 みはらだ 大字三原田 たる 大字樽 みやだ 大字宮田 さかえ 大字栄 きたあかぎさん 大字北赤城山 みなみあかぎさん 大字南赤城山	はっさき 大字八崎 ぶんごうはっさき 大字分郷八崎 こむろ 大字小室 しもなむろ 大字下南室 かみなむろ 大字上南室 かみはこだ 大字上箱田 はこだ 大字箱田 しもはこだ 大字下箱田 まかべ 大字真壁 あかぎさん 大字赤城山	合計
計	11	3	2	6	18	10	50

【調整理由】

・町、字の区域や名称は、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などを基に定められたものであり、歴史的、文化的意義を有するものであることから、原則として現行どおりとすることが望ましい。

なお、字名の表記については、「新市の名称」との絡みもあり、合併時までに地域の意向を踏まえて調整する必要がある。

【課題】

・大字の名称の無い渋川市の旧渋川町の区域は、通称で町名等が呼称されている。この区域の町名表示の扱いについては、地域の意向を踏まえながら、検討していく必要がある。

協議項目	10 町名、字名の取扱いに関すること	関係項目																									
現		況																									
2 関係法令																											
<p>地方自治法(抜粋) (郡の区域) 第259条 郡の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。 2 郡の区域内において市の設置があったとき、又は郡の区域の境界にわたって市町村の境界の変更があったときは、郡の区域も、また、自ら変更する。 3 郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1項の例によりこれを定める。</p>		<p>(市町村区域内の町又は字の区域) 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>																									
3 留意事項																											
<p>(1)「町若しくは字の区域を新たに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。(昭30.12.6 行政実例) (2)「字」には、いわゆる字のみならず「大字」「小字」も含まれる。(昭23.8.9 行政実例) (3)市町村の廃置分合に際し、旧町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とする場合には、地方自治法第260条の手続きは不要である。(昭30.3.30 行政実例) 【手続き不要の例】 郡 町 市 郡 町大字 字×× 市大字 字×× 【手続きを要する例】 郡 町 市 町 郡 町大字 字×× 市 町×× 市 町字×× 市 字××</p> <p>(4)「大字」を単に「」と変更するなど大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第260条の手続きが必要である。</p>		<p>(5)町名・字名に関する実際の変更手続き ・過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについて、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。 ただし、合併関係市町村間で、議しておくことが適当とされている。 ・市町村の区域内の町又は字の区域又は名称の変更については、地方自治法第260条の規定により、市町村長が当該市町村の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届出、都道府県知事が届出に基づき告示することになっている。ただし、群馬県においては、「群馬県知事の権限に属する事務の特例に関する条例」の一部改正が予定されており、平成16年4月1日より当該届出の受理及び告示については、市町村に権限が委譲され、当該市町村自ら届出の受理及び告示をすることになる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市町村長が町・字の区域又は名称変更等の議案提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市町村議会議決</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市町村告示 (効力の発生)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">関係機関への通知</div> </div>																									
4 具体的事例																											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">先進地例</th> <th style="width: 30%;">選定の形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例</td> <td>・中巨摩郡白根町大字飯野 南アルプス市飯野 〔山梨県南アルプス市〕</td> <td>旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>・埴科郡戸倉町大字千本柳 千曲市大字千本柳 〔長野県千曲市〕</td> <td>例の「大字」の字句を削除しない形とする。</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>・勢多郡粕川村大字中之沢 前橋市粕川町中之沢 〔前橋市〕</td> <td>旧市町村の名称をそのまま町名として新市の名称に続け、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。</td> </tr> </tbody> </table>		先進地例	選定の形態	例	・中巨摩郡白根町大字飯野 南アルプス市飯野 〔山梨県南アルプス市〕	旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。	例	・埴科郡戸倉町大字千本柳 千曲市大字千本柳 〔長野県千曲市〕	例の「大字」の字句を削除しない形とする。	例	・勢多郡粕川村大字中之沢 前橋市粕川町中之沢 〔前橋市〕	旧市町村の名称をそのまま町名として新市の名称に続け、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">先進地例</th> <th style="width: 30%;">選定の形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例</td> <td>・和賀郡和賀町大字岩崎新田 北上市和賀町大字岩崎新田 〔岩手県北上市〕</td> <td>例の「大字」の字句を削除しない形とする。</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>・佐渡郡新穂村大字瓜生屋 佐渡市新穂瓜生屋 〔新潟県佐渡市〕</td> <td>旧市町村の名称を従前の大字の前につけ大字名とする。但し、「大字」の字句は削除。</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>・勢多郡大胡町大字河原浜 前橋市河原浜町 〔前橋市〕</td> <td>旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で町名として加える。</td> </tr> </tbody> </table>		先進地例	選定の形態	例	・和賀郡和賀町大字岩崎新田 北上市和賀町大字岩崎新田 〔岩手県北上市〕	例の「大字」の字句を削除しない形とする。	例	・佐渡郡新穂村大字瓜生屋 佐渡市新穂瓜生屋 〔新潟県佐渡市〕	旧市町村の名称を従前の大字の前につけ大字名とする。但し、「大字」の字句は削除。	例	・勢多郡大胡町大字河原浜 前橋市河原浜町 〔前橋市〕	旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で町名として加える。	
	先進地例	選定の形態																									
例	・中巨摩郡白根町大字飯野 南アルプス市飯野 〔山梨県南アルプス市〕	旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。																									
例	・埴科郡戸倉町大字千本柳 千曲市大字千本柳 〔長野県千曲市〕	例の「大字」の字句を削除しない形とする。																									
例	・勢多郡粕川村大字中之沢 前橋市粕川町中之沢 〔前橋市〕	旧市町村の名称をそのまま町名として新市の名称に続け、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。																									
	先進地例	選定の形態																									
例	・和賀郡和賀町大字岩崎新田 北上市和賀町大字岩崎新田 〔岩手県北上市〕	例の「大字」の字句を削除しない形とする。																									
例	・佐渡郡新穂村大字瓜生屋 佐渡市新穂瓜生屋 〔新潟県佐渡市〕	旧市町村の名称を従前の大字の前につけ大字名とする。但し、「大字」の字句は削除。																									
例	・勢多郡大胡町大字河原浜 前橋市河原浜町 〔前橋市〕	旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で町名として加える。																									

協議項目	10 町名、字名の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
5 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	
<p>町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。                      ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。</p>	<p>町・字名は原則として現行のとおりとする。                      ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p>	<p>(1) 字の区域は、従前のとおりとする。                      (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。                      津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。                      志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。                      長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。</p>	
宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市	
<p>2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。                      また、2市町の町又は字の区域は、従前のとおりとする。</p>	<p>町の名称については、大川郡引田町、同郡大内町を東かがわ市に置き換え、字の名称については、現行のとおりとする。                      字の区域については、新市において調整するものとする。</p>	<p>町、字の区域及び名称については現行のとおりとする。</p>	

住所の表示変更により必要となる手続き等について

不動産等登記(法務局)関係

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
土地・建物など不動産を持っている人	土地及び建物登記簿の所在	不動産所在地の法務局の支局	住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。
	土地及び建物登記簿等の所有者名義人の住所(抵当権者、仮登記権利者等を含む)	不動産所在地の法務局の支局	住所変更の手続きは必要ありません。(合併前の市町村名を合併後の市名として取り扱う「みなし規定」があり、旧市町村を「市」と読み替えます。なお、住所変更しないと不都合が生じる場合は、新市で発行する変更証明書(無料)を登記申請書に添付して登記することができます。(変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。)
会社・法人等を経営している人及び役員	会社・法人の本店・本社の所在	本店等、支店及び主たる事務所の所在地を管轄する法務局の支局	住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。(支店・支社については「みなし規定」を適用)
	会社・法人の代表者・役員等の住所	本店等、支店及び主たる事務所の所在地を管轄する法務局の支局	住所変更の手続きは必要ありません。(合併前の市町村名を合併後の市名として取り扱う「みなし規定」があり、旧市町村を「市」と読み替えます。なお、住所変更しないと不都合が生じる場合は、新市で発行する変更証明書(無料)を登記申請書に添付して登記することができます。(変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。)

健康保険・年金関係

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
国民年金・厚生年金	国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者	社会保険事務所・各町役場年金係	原則として住所変更の手続きは必要ありません。
健康保険証	左記保険等の加入者	保険者(役場・会社)	国民健康保険加入の方については、合併後に新しい国民健康保険証が交付されます。社会保険加入の方は、事業主または本人で訂正をしていただきます。

自動車登録・運転免許・許可証・道路交通関係(1)

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	管轄の警察署または運転免許センター	本籍及び住所を直ちに変更する必要はありません。次回の更新の際に住所等の変更を併せて行います。なお、更新の前に住所等の変更を希望される方は、住所を管轄する警察署、または運転免許センターで、本籍地または住所地が変更されたことが確認できる書類(新市で発行する変更証明書(無料)等)を持参のうえ、手続きを行ってください。
自動車検査証	軽自動車(四輪)の使用者・所有者	管轄の軽自動車検査協会の事務所	住所変更の手続きは必要ありません。
	二輪の軽自動車(126cc~250cc)、二輪の小型自動車(250cc以上)及び普通自動車の各使用者・所有者	管轄の運輸局の支局	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、移転・抹消及び登録変更等の登録手続きを行う場合は、市が発行する変更証明書(無料)が必要です。

自動車登録・運転免許・許可証・道路交通関係(2)

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
銃砲刀剣類所持許可証、金属くず類回収業者許可証、風俗営業許可証、古物営業許可証、質屋営業許可証、警備業認定証、警備員指導教育責任資格者証、自動車運転代行業認定証など	左記許可証・資格者証をお持ちの方	管轄の警察署	住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される場合は、住所地や営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。
原動機付き自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	左記の標識をお持ちの方	各町役場税務課	住所変更の手続きは必要ありません。現在交付された標識(ナンバープレート)は、合併後もそのまま使用できます。

各種営業許可・免許・資格証明関係

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
営業施設の住所・所在地の変更	営業施設の許可等を受けている方	管轄の保健所	理容業・美容業・旅館業・公衆浴場・興業場・クリーニング業の住所・所在地の変更手続きは必要ありません。
食品関係の営業	食品関係営業を行っている方	管轄の保健所	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、食品衛生法に基づく食品の表示にあっては、合併の日から新しい住居表示による表示が必要です。
労働安全衛生法による免許証、技能講習修了証の住所	左記免許証等の所有者	管轄の労働局	住所変更の手続きは必要ありません。
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)をお持ちの方		住所変更の手続きは必要ありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みすると旅券(パスポート)が無効となりますので、ご注意ください。
	旅券(パスポート)を申請される方		旅券(パスポート)発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。ただし、氏名など記載内容に変更がある場合は変更後のものを取得してください。

金融機関関係

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
預金通帳・定期預金証書等	左記預金者等	各金融機関	一般的には住所変更の手続きは必要ありません。ただし、法人等で名義に使用されている名称が変更される場合(例: 支店 支店)は、別途手続きが必要です。
クレジットカード	左記カードの所有者	クレジット会社	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各窓口へ確認してください。
有価証券・保険証書等	株券等の有価証券所有者、生命・傷害保険等の加入者	各規約等に定めのある窓口	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各窓口へ確認してください。

その他

- ・看板等の表示変更
- ・製造品、包装紙等の住所表示変更
- ・道路標識の変更